



4月2日に調印が行われた長門市と大津郡3町の合併協定書には、合併協定基本4項目と呼ばれる「合併の方式」、「合併の期日」、「新市の名称」、「新市の事務所の位置」を含め、全部で45項目が記載されています。

来年3月22日に誕生する新しい『長門市』で、市民のみなさんの生活がどのように変わるのか、また市の組織がどのようになるのかなど、合併協定書に記載されているおもな内容を紹介いたします。

基本4項目

合併の方式

現在の長門市、三隅町、日置町、油谷町を廃し、新しい市を設置する『新設合併』とします

新市の名称

新市の名称は「長門市」となります

合併の期日

合併の期日は、平成17年（2005年）3月22日とします

新市の事務所の位置

新市の市役所（本庁）は、現長門市役所とし、現在の三隅町・日置町・油谷町の役場は総合支所になります

市民のくわく

町名・字名（住所表示）

長門市は現行のとおりとし、三隅町、日置町、油谷町は「大字」を表記しません。日置町の野田、蔵小田は大

字名の前に「日置」を冠し、油谷町は大字名の前に「油谷」を冠します
※現在の1市3町の市役所、町役場を例にすると次のようになります

長門市	旧 長門市東深川1339番地の2
三隅町	新 長門市東深川1339番地の2
日置町	旧 大津郡三隅町大字三隅中1526番地
油谷町	新 長門市三隅中1525番地
旧 日置町	旧 大津郡日置町大字日置上5926番地
旧 油谷町	新 長門市日置上5926番地
新 日置町	旧 大津郡油谷町大字新別名964番地
新 油谷町	新 長門市油谷新別名964番地

行政区（自治体）

名称、所管区域は原則として現行のとおりとします
・区長、自治会長、嘱託員の取り扱いおよび報酬等については、合併までに決定します

税金

個人市民税、法人市民税、固定資産税、市たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、入湯税の税率等は現行のと

おりとします

・軽自動車税の標準税率11区分は現行のとおりとし、標準税率適用外を2区分とします（現行3区分の内「専ら雪上を走行するもの」が除外）
・都市計画税の税率等は現行のとおりとし、課税区域については新市の中心市街地および都市計画事業を実施され今後も事業が予定されている次の地域とします
・仙崎（青海島地区を除く）
・東深川
・西深川（境川区、開作区を除く）
・深川湯本（山小根区、柿ノ木原地区を除く）

（現行の課税区域は長門市全域）
・都市計画税の使途を明確にします
・納期前納付報奨金および納税貯蓄組合助成金は廃止の方向で検討します

コミュニティ施策（イベント）

・1市3町独自のふるさとまつりや地域的に特色あるイベント、文化祭、公民館祭り等は、新市でも現行のとおり開催します

交通関係

・生活バス路線を維持できるよう合併後速やかに検討します
・地域住民福祉バスやコミュニティバスの運行を新市において調査・検討します

地域防災

・防災会議を新市において設置します。また、地域防災計画および水防計画を新市で策定します
・自主防災組織は現行のとおり新市に

引き継ぎます

消防団

・消防団は合併の日から統合し、現在の各市町の組織をそれぞれ方面隊とし、その下に分団・部隊を再編成します
・消防設備および消防施設は、現行のとおり新市に引き継ぎます

火葬場

・斎場は、現在の施設をそのまま使用し、使用料は現行の長門市の料金に統一します
・国民健康保険加入者への葬祭費支給額は、長門市の金額に統一します

使用料

各種施設（農林業関係施設、水産関係施設、社会教育施設、社会体育施設、観光施設等）等の使用料は、自分の間現行のとおりとし、施設の利用状況等にあわせて随時調整します

手数料

各種証明手数料は、合併の日から統一します

公営住宅

・既存の市町営住宅は、現行のとおり新市に引き継ぎます。新市において住宅マスタープランを策定し、新規の公営住宅建設に取り組みます
・家賃については、利便性係数を見直し法令に基づき見直します。ただし、合併前の家賃よりも上がる場合は合併後も当分の間は現行のとおりとし随時見直します